

Title	英國名の變貌：エンパイアからコモンウェルスへ
Sub Title	Change of the British Empire and Commonwealth in their historical meanings
Author	間崎, 万里(Masaki, Masato)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1951
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.24, No.9/10 (1951. 10) ,p.26- 50
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	林毅陸先生追悼記念號 論說
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19511015-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英國名の變貌

— エンパイアからコモンウェルスへ —

間 崎 方 里

はしがき 私が最初林毅陸先生に接したのは、文學科史學科の學生として政治科との合併授業において、二年間先生から歐州外交史の教を受け、その演習において外交文書の反譯を訂正して下さったことであつた。ついで塾の普通部の教員としての私は、塾内における或る變革に際し、恩師田中幸一郎先生からの自筆の指名により、塾の長老教授神戸寅次郎氏達の身分保障のために私に集つた林先生達の義憤の會合に圖らずも參加することになり、爾來先生には親しく御指導を仰ぎ、後に至り先生も折々近くの拙宅へ歩を運ばれたものであつた。ヨーロッパ留學から歸朝後において塾の辯論部の巡回講演に際しては兩度（四國、山陽、山陰の諸地へ）先生に隨行し、特に廣島三田會の歡迎會における最も愉しげな先生の面影は、かつての教壇における（代議士としての憲政擁護運動の花々しかつた頃）、活氣ある名講義と共に、筆者の終生忘し難いものであつた。最後にお目にかかつた際は、寢床の上の先生は急に大きく眼を開いて私を凝視し、何か言いたげであつたけれども、口を動かされるのみで先生の病狀は發言を妨げたのであつた。第二次大戦中にも先生は著述と研究の手を休めず、ついに先生の諸著の特色とする流暢なる「歐洲最近外交史」の大著を完成せられた。これは學者としての先生の最後を飾るもので、常人の企て及ばないところであつた。しかし全く公平なりベラリストであられた先生は、門下にその後繼者を作られなかつたので、私が先生の意を體して、特に一年間だけ本書について歐州外交史を講じたのも、先生への報恩のつもりであつた。

本篇は拙文「Empire, Reich の新用法とその語義及び譯語について」（史學一八の二・三合併號、昭和一四年）および「英國自治領民族國の成長」（同誌、二一の二號、昭和一八年）の中から表題の項目だけに關し、その後の變化に伴う研究を加えて一つの文章にまとめたもので、これをもつて林先生への記念としたい。

目次

一 序 論

二 英國名と「Empire」

(イ) Empire の一般的意味

(ロ) The British Empire の古き意味

(ク) The British Empire の新しき意味

三 Empire と Commonwealth

(イ) Commonwealth の一般的意味

(ロ) 英國名と「Commonwealth」

(ク) 自治領の變動と Commonwealth

一 序 論

我々が『イギリス』と云う場合は、英語の England のみならず、Britain, Great Britain, Greater Britain, The United Kingdom of Great Britain and Ireland や The U. K. of Great Britain and Northern Ireland, 又 U. K. The British Empire や The British Commonwealth of Nations. 最後は現在の綜合國さへも Commonwealth of Nations に至るまで、その何れをもさするのである。それ等には大小廣狹種々の意味があり、歴史があり、その慣用も一樣でなく、その内容には相當の開きがある。

例えば、「イングリランド」は地名であると共に國名でもある。今では History of England と云う著述が澤山ある。地名としてのイングリランドがグレート・ブリテン島の南半であることを文句なしの様であるけれども、イングリ師の如きは、良著「イングリランド」の劈頭に「ヨーロッパの西北海岸から離れた大きな島、これを我々はグレート・ブリテンと呼ぶけれども、

大陸(ヨーロッパ大陸のこと)の人々はしばしばこれを「イングランドと呼ぶ」とはつきり言い切つてゐる。かくしてグレート・ブリテンとイングランドとは同一の範圍をさすことになるが、Britain はまた英本國(連合王國)の意味にも用ゐられる、それは英國外務省の慣例である。英國の「外務省は一九二七年の Royal and Parliamentary Titles Act に定義せられたる The United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland の略稱として Great Britain を自由に用ゐる」(A. B. Keith, *The Sovereignty of the British Dominions*, 1929, P. 18.) からで、第二次大戰における我が國の宣戰の詔勅の英譯文におつても、英國とさう辭句に對して The British Empire (初の部分) と共に、(後の部分を除く) Britain もしくはその形容詞である British なる言葉が用ゐられてゐるのと同じも知られぬ (Tokyo Gazette, Vol. V. No. 7, Jan., 1942)。それゆゑ右の略稱による英本國の現在の政治的名稱と地理的名稱とは一致しない。それはアイルランド共和國もその憲法に定められた如く全島の名稱であるけれども、實質的には英本國の一部である北アイルランドを除いたものなので、北アイルランドの増減による不一致を來たしてゐる。これを表示すれば左の如くである。

(政治的名稱)

(地理的名稱)

Britain (= U.K.) = Great Britain + Northern Ireland

Ireland = Ireland - Northern Ireland

しかしかかつての用法での Greater Britain は Great Britain とは違つて、Great Britain をしくは單に Britain とさうのは英本國のことであるが、Greater Britain は海外諸領をさす。英國王の海外諸領はエドワード七世の時(一九〇一年)の稱號に加つた The British Dominions beyond the Seas King に見える如く British Dominions の意味であつた。植民史の大家 H. E. Egerton, *Origin and Growth of the British Dominions* とさう書物を見れば、その扉の Title page には The Origin and Growth of Greater Britain となつて、圖のちよとれた British Dominions = Greater Britain とあることを見出す。それは E. Barker, *The Ideas and Ideals of the British Empire*, 1941, P. 7. の中で Em-

pire という語はついに幾分違つた意味をもつ様になり、十七世紀以來は、我等自身をも我等自身の領土をも意味せず、我等以外のものでもしかも我等の一部であるところの或るものを意味する。すなわち Outside European Empire を意味する。この意味でのエンパイアなる語は十八世紀の後半から用いられ、それまでは our plantations という語がその意味に用いられていた。しかし empire なる言葉が示すに至つた事實その者は言葉の使用に先立つて存していたのである。又、當時は英國王の稱號中この Dominions という言葉も領土を意味するものであつたが、今日では自治領、私のいわゆる自治領民族國を意味することになつた。それは一九〇七年の植民地會議において「王國の自治的部分を正式にドミニオン」と稱するに至つたからで、それは單なる領土の意味ではなく、英國植民地から最高度の發展を遂げて獨立の國家となつたものであつて self-governing colonies とは別個のものである。そうして後の全英國の名稱である The British Commonwealth of Nations の構成分子である Nations という言葉は Dominions の別語と見られるものである。

やがて The British Empire と呼びては、一層複雑多義である。現在の英國全體に對して、先年來 The Third British Empire という成語が用ゐられてゐるが、それはドイツの The Third German Empire or Reich (Das Dritte Reich) に對比せられる言葉であつて、兩者の内容にはかなり相異がある。ドイツの第三ライヒは第一、第二ライヒの亡びた後に生まれたもので、第一、第二ライヒとはその政體および支配者の系統を異にした全く別個の國家であつたが、イギリスの第三エンパイアは同一王政治下において、その内部機構を變じた三個の區分に過ぎないものであつた。

イギリスにおいては、本國對植民地の關係において、第一、第二エンパイア、もしくは舊帝國および新帝國なる成語が用ゐられてゐた。例えば A. B. Keith, *The First British Empire*, 1930; *The Foundation of the Second British Empire* (R. Muir, *Short History of the British Commonwealth*, 1920, Vol. II, P. 134.); *The Disruption of the First Colonial Empire, and a Second White Empire came into being* (Sir John Marriot, *This Realm of England*, 1938, P. 377.); *The Second*

Empire succeeded where the first failed (W. Harris, *Great Britain and the Dominions*, 1928, P. 188.) After we had created one Empire and lost it, a second grew up almost in our own despite. The figures I gave you refer exclusively to our Second Empire (J. R. Seeley, *Expansion of England*, 1907, P. 14.) なりし語やば、Old Empire and New Empire 14 Oxford Survey of the British Empire, 1914; W. K. Hancock, *Survey of the British Commonwealth Affairs*, Vol. I, 1937, P. 6; Sir John Marriott, *Evolution of the British Empire and Commonwealth*, 1939, P. 92. など盛んに用ゐられてゐるが、この New Empire は第二エンパイアをさす場合が多いのであつて、當時はいまだ第三エンパイアは出来てゐなかつた。しかるところへ、その主たる植民地の進展したる自治領民族國の成立に基く組織の變更を見るにおよんで、第三エンパイアが唱えられた。

別言すれば、イギリスにおいて第一エンパイアといふのは、その大植民地經營の第一期に當る舊植民地體制のマーカンチリズムの時代であつて、英佛七年戦争(一七五六一六三)の結果、パリ平和條約において、インドと北アメリカの中に大植民地を領有するに至つた一七六三年から、米國の獨立戦争の結果、ヴェルサイユ條約により、正式に北米十三州の中に大植民地八三年に至るまでの二十年間の植民地國家をさすのである。その後植民地「同化」の時代である第二エンパイアが生れるのである。この第二帝國建設時代約三十年間(一八三七一六七)ついで地域的連合の時代約四十年間(一八六七—一九〇九)を経て、南阿連邦の成立後、その中核をなす自治領が次第に發達して第一次世界大戰以來、大にその自立性を加え、英本國と自治領間における支配的關係が著しく異動し、實狀に即したる有名なるハルフォア報告の定義においても、「They [英本國と自治領諸國] are autonomous communities within the British Empire, equal in status, in no way subordinate one to another in any aspect of their domestic or external affairs, though united by a common allegiance to the Crown and freely associated as members of the British Commonwealth of Nations.」と記してある通り、英本國はもはや自

治領諸國に對する上位概念でなく、それ等と對等の地位となり、或は均等の地位に顛落して來たところから、一九二六年における右の英帝國會議においてその關係が實際上に確立し、一九三一年のウェストミンスター法において、それが法規の上に明文化したのであつた。かくて一九二六年ないし三一年に完成したるその後の英帝國を第三エンパイアと稱するようになったのである。元來英本國に對しそれと區別して本國を含まずに植民地を指していた The British Empire なる言葉が、ここに英本國を含めて英國王の支配する全領土をさす言葉となつた。キース教授の如きは "To complete the meaning of the British Empire in general, there must, of course, be added the United Kingdom itself." と明白に言つてゐる (The Governments of the British Empire, 1936. P. 18.)。この表現において植民地對英本國の關係は一變して、植民地および英本國の關係に變り、第三エンパイアは兩者を併せたものの總稱となり、主として植民地中心の稱呼であつた第一、第二エンパイアとは意味・内容を異にするに至つた。

しかるに、その後、又、The British Empire が、(a) 右の如き英國王の全領土に對して用いられるばかりではなく、その一部——英本國およびこれにその屬領を含めたもの、別言すれば、英國王の全領土の中から、初には (b) 主たる自治領諸國とインド、後には (c) 全自治領諸國を引き去つた残りの部分に對しても、その内容を變じたる新しい意味において用いられてゐるのがある。The British Empire の三つの場合を表示すれば、

- a) The all empire under the British Crown,
- b) The British Empire—(Leading Dominions+India),
- c) The British Empire—All Dominions.

であつて、(a) は上記ハルフォア報告の定義に見られるものであり、(b) はヴェルサイユ條約の署名例に見られる英本國であつて、一九三二年まで國際連盟の用例となつていたものであり、(c) は自治領諸國の獨立と共にますます明白に英本國

とその屬領を示すに用いられたものである。

それとは別に英帝國と同一の意味に使用せられた *The British Commonwealth of Nations* なる國名が發展し、この辭句も *The British Empire* と同じく、廣狹種々の用法を生ずるに至つた。そうしてすでに共和國となつていたアイルランド自治領國とついで自治領國に昇格したるインドが共和國となり、前者がコモンウェルスから離脱し、後者がその中に殘留を決定するにおよんで、*The British Commonwealth of Nations* から *British* など文字が省かれて、現在の英連邦名となつてゐるのである。イギリスという言葉は、前述の如く、我が國において種々の意味に用いられて甚だしく混雜してゐる如く、英人自身の間においても、公私共に非常な混雜がある (*Royal Institute of International Affairs, The British Empire, 1937, P. 10*)。イギリスを正しく理解するためには、頗る煩わしい英國もしくは英帝國ないし英連邦という言葉の變遷について知るところがなくてはならない。本文はこの英國名について、その變化を知るべき一助たらしめようとするものである。

II 英國名としての *Empire*

(1) *Empire* の一般的意味

故フマース教授が *The British Empire* なる用語の發達を説明する際に言つてゐる如く、「それに加わつた新しい意味は何れも特殊時期の政治状態から生れたものである。」(C. H. Firth, *The British Empire, in the Scottish Historical Review, Vol. XV, No. 59, April, 1918, P. 185*) そうして、この言葉がその内容をなす歴史的事實の變化につれ、絶えず變化してゐて呉れば問題はないのであるが、時として異つた内容に對して、同じ言葉がそのまま用いられてゐるところから、そこに外形と内容の不一致を生ずる。別言すれば、外被としての言語のみが古衣の如くに取り殘されて、その内容をなす事實が一步

先きに進行するために、言葉の上に混雑を生ずる。それは Empire なる言葉についても言えることである。シーリーの名著 *Expansion of England* の邦譯者、加藤政司郎氏も言っている通り（英國膨脹史論、凡例三頁）、エンパイアの譯語には、誰しも多少の困難を感じるのであるが、それはこの言葉の歴史が古いことのために、今日では同じ言葉が、種々の意味に用いられているからである。

元來 Empire という言葉は、その語形からも納得せられる通り、ラテン語の *imperium* から出たものであることは、何れの辭書にも記すところであつて、マリオットの記すところによると（Hamerton, ed., *Universal History of the World*, Vol. I, Pp. 397—414）、語源的には Empire, Emperor, Imperial, Imperialist などの言葉は、すべてラテン語の *imperare*（指揮する）という言葉に關係がある。イタリアの言語學者 Forcellini は、インペリウムを主人がその奴隷に對し、父がその子供に對し、夫がその妻に對する權力、等々であると定義しているが、今もその通りであつて、インペリウムは本來ローマの長官がその命令に服従させるために權力を行使する權利であつたとし、「ブリタニカ」十一版の Emperor の項にも記してある通り、「從來ローマ帝國の主權者により保有せられた稱號、その時以後は、或は派生により、或は摸倣により、他の主權者の種々なるものによつて用いられた稱號である。共和政治下においては、このインペラートルなる語はインペリウムを與えられた何れの長官にも理論上は適用せられるけれども、實際上においては、外國において活動し軍隊を指揮する長官のみに用いられた」ものであるが、その後種々なる變遷を経て、近世においてはもっぱら皇帝のみに用いられていた。そうしてこの皇帝の治める國がインペリウム（すなわちエンパイア）となつていたのである。

ついで十九世紀の末葉における Empire の一般的用法は、「ブリタニカ」九版（一八七九年刊）に記してある通り、「皇帝 (Emperor) の稱號をもてる人によつて統治せられる領土、もしくは、より一般的には、廣汎なる領域を示すに用いられる言葉」となつていたのが、二十世紀の初における用法では、同じ「ブリタニカ」の十一版（一九一〇年刊、十四版まで同じ）に記

してある通り、エンパイアは「現在は大なる面積で、かつ又、(通例)複合性の國家を示すに用いられ、皇帝によつて統治せられることが多いけれども、必ずしもそうとは限らない。(第一次大戦前の)ドイツ帝國の如く、^{フエデレーショ}連合國なることも、(革命前の)ロシア帝國の如く、單一國なることも、或は又、(以前の)英帝國の如く、數個の屬領を合一したる自由諸國の緩漫なる^{コモンウェルス}國家なることさえもある。」

かくして、時の経過と共に、エンパイアの意味が變つて來た。エンパイア本來の意味であつたギリシャ・ローマ的のインペリウムのもつ支配的權力、ついで支配者その人の勢力の増加につれ、「皇帝」において完成したる「廣大無邊なる權力」(imperium infinitum majus)が、支配權と多少獨裁的なる個人に重きをおく、強大なる國家その者を意味する様になり、その間、四世紀の終末頃、ストア哲學に代つてキリスト教が受容せられたところから、帝國とキリスト教とは相即不離の關係を辿つて了た(E. Barker, *op cit.*, pp. 19—21.)が、古代のローマ帝國が崩壞した後におつても、世界的一帝國(Universal Empire)の思想と世界的一教會(宗教)の觀念は残り、前者は中世から近世にわたる神聖ローマ帝國において、政治的方面に具體化されたのであるが、この國家も中世の理想としての單一なる宇大國家の外觀は具えていたものの、歲月と共に、ついに「神聖でもローマでも帝國でも」なくなり、その最高統治者としての皇帝の權力が次第に萎縮し、皇帝は名のみであつて領域的封建國家としての自己の本領における實力に依存することとなつていたところから、後から見れば、皇帝としての威嚴も宗教的の香りも共に失われ、上古のローマ帝國と同じく地域的大國家の殘骸が世人の念頭を占める様になり、又、神聖ローマ帝國が長期間、複雑多様な諸國の集團であつたところから、「複合性國家」或は「大國」又は「廣域圈」の概念が生まれ、近世における植民國家の發展と共に、一層地域的性格が強まつたものと思われる。

かように見て來ると、エンパイアの語義の中には、常に皇帝というものを戴いていた時の「帝國」という感情が、どこかに潜んでいる様に思われはするが、バーカーの言う如く、「個人ではなく」「主權國家によつて統治せられる屬領の聚合」と

もなり、本来の統治者たる「皇帝の國」という人的要素が薄らぎ、一部ではそれが全く問題とせられなくなり、もともと支配者に置かれていたものが次第に地域の上に移行し、その重點が屬人主義から屬地主義へと轉換したことになるのである。それは一九一八年以後のドイツ（ワイマー共和国と第三ライヒ）において、ライヒという同じ文字を用いながら、そこには大統領や總統があつて皇帝がなく、イギリスがエンパイアでありながら、その名に相應しい皇帝をもたなかつた點においても知られる。全イギリスの統治者は Emperor でなく、King であつたからである。

(四) The British Empire の意味

イギリスにおいては、古くからその王國が *an empire* であることが主張せられ、當時の *The Empire* (すなわち神聖ローマ帝國) に何等の優越性を認めないのであつた。不思議のようではあるが、十世紀のフランク・サクソン文書には、スタブスがその憲法史に記してゐる如く、諸王によつて帝號が用いられてゐた。Aethelstan から Canute に至るまでの英國王は正規に帝號 (Basileus, Caesar, Imperator の何れか) を主張して用ゐたのであるが、これは西ヨーロッパの何れの諸君主によつても借用されなかつたものである。又、Imperator なる語はエドワード一世 (一二七一—一三〇七)、リチャード二世 (一三七八—一三九九)、およびヘンリー五世 (一四一三—一四二二) により用いられたのであるが、これは後代のヘンリー八世 (一五〇九—一五四七) の主張にも見られる。ヘンリー八世は例の離婚問題に絡んで、ローマ法王の羈絆を脱したとき、單に法王だけでなく神聖ローマ皇帝からも獨立を主張し、英國會がローマ法王への上告禁止法 (Statute of Appeals, 1533) の中で、古く典據によりこのイギリス王國は同じ帝冠と威嚴と王領とを有する「一人の最高の元首にして王」により統治せられる *an empire* であることを宣言してゐるように (ハマートン、前掲書、三九八頁)、他の君主に對し忠順の義務を負わなう消極的な主張をしてゐるのであつて (ハーカー、前掲書、六頁)、獨立の主權國家であることを意味し (A. B. Keith, *The Dominions as Sovereign States*;

Their Constitutions and Governments, 1938, P. 3)「むしろ「威嚴」を示すものなのであつた。

その後この語は二以上の國の合同によつて構成せられた複合國 (a composite state) を意味するようになり、一六〇三年スコットランドの國王ジェームズ六世がイギリスの國王を兼任してジェームズ一世を稱し、英・ス兩王國が君主を共有するいわゆる君合國 (Personal Union) を形成するにおよんで「一島一王國」の理想が實現せられ、連合王國 (United Kingdom) はエンパイアと稱せらるべく、その主權者は Emperor of Great Britain と稱すべきであるとの提言があり、一六〇四年刊行の匿名の一小冊子にはこの合同を「古來の最も幸福なるエンパイアの發端」であると記し、王も同年の勅語の中に、「これ等二大國から成立せる我等の Imperial monarchy は今後長らく向うところ敵するものない大ブリテンの王國という合同の名稱を保持すべきである」と宣言し、「大權の發動により」自から King of Great Britain の稱號を採用せんとしたのである。漸次この新名稱は一般に用いられる様になり、British Empire と Britannic Empire なる用語も折々用いられている。この兩語の中に、西インド諸島やアメリカ大陸の植民地が含まれる様になつたのは、一六八九年リットルトンが The British Empire と述べたのと、一七〇七年五月一日にグレート・ブリテンが英・ス兩王國の法律上の用語となつてから數カ月後に、オールドミクソンの書物の中に數回用いられたのに始まるのであるが、しかしこの語は公式に用いられたものではなく、いまだ政治上の通用語とはなつていなかつた。

しかるに、英人はその領土の擴大に伴い、七年戦争の終末頃から、グレート・ブリテンが世界國家となつたことを意識し始め、かような意識が昂まるにつれ、新術語の必要に迫られ、これまで普及していなかつた The British Empire という成語が一般に用いられるようになった。英本國のアメリカ植民地への課稅權の論争がこの言葉の普及を助けた。それはジョージ三世によつて遠慮勝ちに用いられ、又、チャタムの演説にも見られたが、ついにバークによつて判然たる用法を見るに至つた。バークは、この語を「共同の元首を戴く數個の國家の集團」であつて、「社會的團體の大なる政治的連合」である

と定義している。これは今日なお用いられている「エンパイア」の一つの意味である。

本節は、英國の學者が常に引用している様に、主として上掲ファース教授の記述によつたものであつて、これによつてエンパイアには主權國家としての舊意義から複合國や植民地又はその連合を意味することが、實際に用いられた言葉の上から明らかになつたのである。

十九世紀以後においては、これ等の事實が、英國王の稱號の變遷の上にも見られ、第一次大戰前後よりしては、英本國と自治領ないし植民地との關係の異動につれ、從來用いられてきた種々の方法が、次第に統一せられて判然たる新意義を示す様になりつつある。

(c) The British Empire の新しい意味

イギリスは、前述の如く、英國王の全領土を總括する意味におつての「帝國」(Empire)を統治する「皇帝」(Emperor)のいない國である。我等は今日邦文の外交文書や新聞紙上において、英國「皇帝」という言葉を用いているが、それは國際儀禮上、大國と小國の差別なく、Emperor をも King をも、等しく一様に「皇帝」と尊稱した譯語を與えているからであつて、英國公使パークスと澤外務卿との談論に由來する(林董伯「後は昔の記」一一四—一一七頁)。我が國特有のこの用法は、西洋史上の術語としてではなく、むしろその慣用に反するものである。英帝國の指導國家としての英本國は、前述の主權國家としての特例を除き、中世以來の格式から言えば、Kingdom (王國)の地位であり、その統治者は「キング」(王)の資格であつて、皇帝とは言えないのである。

「皇帝」(Emperor)とは、周知の如く、中世の慣用では「王」(キング)に對する上位概念であつて、ブライス卿もその名著「神聖ローマ帝國」において、「キングは世界的主權者ユニヴァーサルとはなりえぬ、多くのキングがあるからである。皇帝は世界的でなく

てはならない、たゞ一人の皇帝があるのみだからである」といふ、マリオットも皇帝は本來「王中の王」であつて、例えばドイツ皇帝又は His Majesty King George V in India の如きである（ハマートン、前掲書、三九九頁）といつてゐる。これによつても分る通り、英國王はインドにおいてのみ皇帝を稱することが出来たのであつた。

それ故、イギリスの諸王は、エリザベス女王を始め、ウィリヤム三世、ジョージ一世、二世、三世、みな王名に、ラテン語で王又は女王を意味する R (rex or regina の略字) を加えて自署してゐる。例えば、William R., George R. の如くである。ついでヴィクトリヤ女王はその途中から、エドワード七世を経てジョージ五世、六世、みな R のあとにラテン語で皇帝又は女皇を意味する I (imperator or imperatrix の略字) を加えて署名してゐる。ところがドイツの第二帝國においても、ウィリヤム二世が好んで Wilhelm I. R. (順序は逆であるが) と署名したことは周知の如くである。しかるにこの I は同じラテン語でありながら、イギリスとドイツではその内容を異にするのである。ドイツではドイツ人の皇帝として屬人主義をとり全ドイツ的であるのに、英國では屬地主義をとり西洋の中世において領土の増加につれ順次それに基く稱號を加えていつたのと同じく、英國王の所領の一部に近くまで一帝國インドが存し、英國王がインドの皇帝を兼任していたのであつて、日本流に考え易い様に、全英帝國の皇帝を意味するものではなかつた。

右はヴィクトリヤ女王の治世に、それまで事實上發展を遂げていたインドを、法制上においても英國王の直轄地としたために、一八七六年の The Royal Titles Act により、女王が従來の王號の終末に Empress of India の新稱號を加えることになつたがためである。しかるに、その後英國王の稱號は三たび（一九〇一年と一九三七年と一九四七年と）改正せられたが、最後の一九四七年のインド獨立法（第七條二項）において、英國會は英國王の稱號から公式ラテン語の Indiae Imperator とその英語 Emperor of India の辭句を削除することに同意を與え、英國王治下のインド帝國は七十年の壽命を終えたのである。

前述の如く、イギリスにおいては、ラテン語系のエンパイアを、その傳統を交えずに特有なる用法において使用し、イギリスが神聖ローマ帝國に所屬しないこと、別言すれば、その獨立と威嚴を示す消極的な意味に用いていたのに、時の移ると共に、それが幾分積極的な意味をもつ様になつた。

この特有な意味においてのエンパイアは、近世史の發端において、ヨーロッパ諸國の海外進出と共に發展したる海國 (Maritime empires) の一つであつて、ローマの傳統とは關係のない大國、特に植民地の意味に用いられた。それは例えば the colonial empire, the French colonial empire, the French, German and Italian colonial empires などに見え如く、イギリスでは two colonial empires すなわち The First British Empire と The Second British Empire とを意味したものである。別言すればそれは統治者その人の稱號或は舊來の概念を軽く見て、その領域の大きな——海外の——諸領をさすものであつて、エンパイアの一つの新しい意味である。

又別に近くまで一部に行われていたその後の用法においての The British Empire なる用語は、植民地やインドのそれではなく、植民地およびインドを含めたものである。それは「ブリタニカ」(十一版)のブリチッシュ・エンパイアの項に示す通り、「その住民は種々なる政體の下において、結局、英王冠を最高の元首と仰ぐ領域の全集合に散漫に與えられたる名稱である。」これは一九二六年の英帝國會議において、帝國內の植民地關係について調査を遂げたるバルフォア委員會の報告によつて與えられたる前記の定義に見る如く、近くまで、英本國と自治領諸國とは「英民族國連邦 (The British Commonwealth of Nations) の成員として自由に連合したる……英帝國 (The British Empire) 内の自治的團體」であつて、インドの特殊地位は、當時、同報告において「一九一九年のインド統治法により定められた……帝國內におけるインドの地位」と説かれてゐるのによつても、インドがその中に含まれてゐたことが明白である。

かくの如く、元來英本國に對してそれと區別して本國を含まずに植民地を指してゐたイギリスの第一、第二帝國とは異なる

り、ここに第一次大戰の結果として英本國をも諸自治領および屬領をもインドをも、別言すれば、英國王の支配する全領土を示す言葉としてのエンパイアの新しい意味が用いられる様になつた。これはすなわち The Third British Empire の意味である。

それが後述するところの The British Commonwealth of Nations の別語として、殆んど同一の意味に用いられてゐたことは、英國において公平なる見地に立つて研究資料の供給を目的とする半官半民的な研究團體 (Royal Institute of International Affairs) の一報告である The British Empire, 1937. の一〇頁にも示すところである。同書において「英國王の全領土を示すには Empire と Commonwealth の兩語を用ふべし」と、「諸國家の集團」が「全體」として見られる場合にはエンパイアを用ひ、その屬領と共に自治領諸國間に存する「自由なる連合という關係」に注意を向ける場合にはコモンウェルスを用いる。そうして前述の英國特有の意味においてのエンパイアは外部の支配からの自由を、コモンウェルスは内部における自由を意味するものである (A. P. Newton, A Hundred Years of the British Empire, 1940, P. 12)。しかしながら、第三英帝國に於いてのエンパイアは、舊來の一般的エンパイアに連想せられる帝國主義的、侵略的、支配的な意味を脱却して、同じ言葉を用ひながら、これにコモンウェルスのもつ民主的、平和的、協同的な新しい意味を與えようとするものであつた。そのためにキング・ホール (S. King-Hall, Our Own Times, 2 Vols., 1935.) の如く、The British Empire (New style) とか (1926 style) などと括弧を加えて説明した書物も存するのである。これはその内容を變じたるエンパイアの意味である。

しかるに、エンパイアには今一つ別個の意味がある。それは、前述の (c) の英本國に全自治領以外の屬領を含ませたものと、もしくは (b) の主たる自治領とインドを除いた全屬領を英本國に加えたものを指す場合である。この場合は國際連盟において、一九三二年まで使用せられた特異な一時的用法であつて、ヴェルサイユ條約の冒頭に掲げられた連盟規約末尾の

附屬書に見えるものである。そこには平和條約の署名國として英帝國、その下に一字右へ寄せてカナダ、オーストラリア、南アメリカ、ニュー・シラランド、インドが並べて記載せられてゐる（マイルランドははまだ自治領の地位をえていないので當然記載されてない）。條約草案において英帝國のつきを記してあつた The United Kingdom の文字がそこには見出されない。かく英本國を指したのは The British Empire の中に含ませてその統一を強調しようとしたものの様で、結局、"British Empire" は Great Britain の同義語と見做され、自治領諸國とインドとはこのエンパイア以外のものであるかの如き觀を呈している。それは英帝國の代表が英本國のみによつて選出せられてゐることと、そこに明記せられた自治領諸國とインド以外の連盟負擔金を英本國が支拂つてゐる點からしても、かく解釋せざるを得ないからである（Sir Cecil J. B. Hurst and others, *Great Britain and the Dominions*, 1928. Pp. 92—94; R. B. Stewart, *Treaty Relations of the British Commonwealth of Nations*, 1939. P. 152; R. M. Dawson, *The Development of Dominion Status 1900—1936*, 1937. P. 33）。ただ一九三二年からはこの用法がやみ、The United Kingdom が明示せられることになつた。それは同年二月九日以降の連盟理事會と同年九月二十六日以降の連盟總會において、從來 The British Empire の代表としてあつたサー・シモン・サイモンが The United Kingdom の代表として出席することになつたからである（Stewart, *op. cit.*, pp. 157—158）。かく當初においては奇異に思われたこの用語法から上掲(○)の新用語法が派生した。それは *Statesman's Yearbook for 1938* 以降の分だ。

The British Commonwealth of Nations consists of:—

I. The British Empire, Great Britain and Northern Ireland, the Channel Islands, Isle of Man, the Colonies, Protectorates, and Dependencies, India and Burma.

II. The Dominions, Canada, Australia, New Zealand, South Africa and Eire.

と記され、一九四五年頃におよんでいる。かつて The British Empire は「より少い用法に於いてしばしば……連合王國およびその屬領を含んだものを表示する」(The British Empire *op. cit.* P. 10.)とあつたのに、この「より少い用法」が今は却つて一般化したのである。非常な變り方と言うべきである。

III Empire から Commonwealth へ

(1) Commonwealth の一般的意味

英國王の統治する全領土を表示する言葉には、その意味に用いられる The British Empire の外に、今一〇 The British Commonwealth of Nations という言葉がある。

このコモンウェルスという言葉は、國名としては、クロムウェルの時代を除けば、近頃では先ず濠州連邦の名稱に用いられている。この語を連邦と譯することは、必ずしも適切であるとは言えないであろうが、南阿連邦の譯語と共に、ここでは單に慣用に従ふこととする。濠州にはもとそれ〴〵別個に「コロニー」と稱する六個の植民地が建設せられていたのを、植民地の側における連合運動の成果として、その草案に基き、一九〇〇年に英本國の法律により、連合國を組織して「コロニー」を「ステート」と改稱したる六個の州を含む今日の Commonwealth of Australia が成立したのである。

このコモンウェルスという言葉は、エンパイアと共に古い言葉であるが、英語としては十五世紀以來行われている。その語源は遠く古代に溯り、*res publica* (國家)すなわち法律の政治と公益(*public good*)を基盤とする眞の社會を意味するものであつた。十六世紀には *public weal* と *common weal* という言葉が競争になつていたが、このコモン・ウィール(すなわちコモンウェルス)が次第に優勝した。その間種々の用法を見たるも十九世紀に至り、理想主義的情熱がこの語に注入せられ、濠州憲法にこの語を採用させた理想家には民主的同胞的生活の試みを意味し、政治上の用語としてよりもむしろ宣傳的

の意味があり、コモンウェルスという用語自體が一つの政治的方針だったのである (W. K. Hancock, *Survey of the British Commonwealth Affairs*, Vol. I, 1937, P. 57.)。

そうして一口にコモンウェルスとは言うものの、それには種々の意味があるのであつて、英帝國の眞の發展の原理であるとされるところのものを表現するために、エンパイアの代りに、この語を創つたライオネル・カーチスは、強制機關を有する「有機的」國家のチュードル型の British Commonwealth を希望したのに、この語を國名として採用させた南阿のスマッツ將軍は、それよりも中世の Christian Commonwealth の理想に近いものを欲していた。それは萬人に平等なるキリスト教的・ストア哲學的假説を背景とするものであつた。ヴィクトリヤ女王はコモンウェルスなる用語を好まれなかつたけれども、この語はカナダに對抗してオーストラリア人が選擇したものであることをチェンバレンが確言するにおよんで、胸中共和の連想を思ひ浮べながらも、ついに嘉納せられたところとつてある (A. B. Keith, *The King and the Imperial Crown* : *The Powers and Duties of His Majesty*, 1936, P. 403.)。

(ロ) 英國名の語の Commonwealth

英國名としてのコモンウェルスは、第一次大戰後自治領民族國の發展と共に、次第に勢力を加えて來た。“The Empire as a Commonwealth of free nations” という語は、一九一七年以來ますます頻繁に英帝國會議の記録に見える言葉であつて、カナダの首相サー・ロバート・ボーズンは同年の帝國戰時會議に於て “Imperial Commonwealth of United Nations” なる句を、翌一九一八年には南阿のスマッツ將軍は後に國名に採用せられた “The British Commonwealth of Nations” という句を用ひた (Cmd. 9177, P. 18.)。その後 “Britannic Commonwealth of Nations” 及び “Commonwealth of British Nations” なる類似句が浮動してゐたが、一九二〇年にはダンカン・ホールやラムジー・マナー

アの豫言的書名となりつゝる。これを公用語に用いたのは、一九二二年のらわゆる「英愛條約」はあつて、「The Community of Nations known as the British Empire.」（第一條）を議員書詞の中に「the group of nations forming the British Commonwealth of Nations（第四條）の如きがあり、ヘルツォーク將軍はなちも一九二六年に一つの文章の中に「Commonwealth of Nations, "Empire," "British Community of Nations" なちよ、無差別に用ひつゝるべきである。

エンパイアとコモンウェルスの兩語は、前述のメルフォーア報告にあつて、殆んど同じ意味に用ひられ、當時「これは權威的な先例に最も近う」とせられ、セリグマンの社會科學百科辭典（七卷三八一—四三頁）においても「官廳的慣用において、それは「The British Empire と取り替へうる」とし、ボルドウマン首相は一九三七年五月二十四日の Empire Day の夕食會の席上になつて「The Commonwealth or the Empire—whichever they liked to call it……（Annual Register for 1937. P. 42）」と言つて兩語を對等に見てゐる。英帝國の歴史や憲法に精通せるマリオットやキースおよび老記者スヘンダーの著書名、なほはトロッター、エジャートン、ニュートン、トインビーなどの書物の章名や、その中に頻出する Empire and Commonwealth なちよ The Empire Commonwealth 又は The Empire-Commonwealth なる用語に見る如く、本來は排他的であらざるの兩語が對等に、同じ意味に或は補足的に新様式で用ひられてゐる。

前述の如く、エンパイアに廣狹種々の用法があるように、コモンウェルスにも種々の用法があり、エンパイアの内容が次第に縮小したのと反對に、コモンウェルスは却つて膨脹上昇したのである。かくて兩者の關係は、左の如く、a b c の三通りの意味をもつに至つた。これを表示すれば、

- a) Commonwealth \searrow Empire,
- b) Commonwealth = Empire,
- c) Commonwealth \searrow Empire.

となる。(a)の場合におけるこの語の保守的解釋は、英愛條約締結後の諸年に流行し始めたのであつて(ハンコック、前掲書、五九頁)、この解釋は英國植民地の中、自由を得たるものとその他一切のものとの間における差別を強調し、英帝國內には自由なる市民(Citizens)と服屬的なる臣民(Subjects)とがあり、「特權者の院内團」これがコモンウェルスであり、その外郭團體、これがエンパイアであるとすゝめらるゝ。The British Commonwealth は The British Empire と同擴概念ではなく、その中の一集團であると見るのである(C. B. Fawcett, A Political Geography of the British Empire, 1933, P. 34.)。かような解釋には若干都合のよい論據があつた。英本國政府では一九二五年に自治領省(初め植相の兼任、一九三〇年に別個の任命を見、一九三九年に一度合併して又分離し、一九四七年七月からは連邦關係省へと進展した)が植民省から分離して新設せられ、自治領の事務とそれ以外の植民地の事務との分離、累次の帝國會議の諸決議、自治領の憲章といわれるウェストミンスター法の制定、英國樞密院の判決などよりして、漸次自治領の地位(Dominion Status)が定まり、Imperial Conference を Commonwealth Conference と改稱を欲する様になり、ついでこの名をもつてする非公式の會議も數回開かれ、その報告も出ている。現在は公式に連邦首相會議も開かれるに至つてゐる。要するに、最初に主張せられた自由の理想ではなく、事實としてのコモンウェルスが出來上つたのである。

當初エンパイアの内には從屬と不平等をなお存してゐたのに、コモンウェルス内では自由が成熟して平等になつてゐた。「帝國内のコモンウェルス」は「帝國」が將來とるべき標準型であると思われてゐたのに、現實の對立は保守主義者をして「帝國」内の諸條件、殊に人種の不平等から生ずる條件はコモンウェルスへの特權附與を不可能とするとし、この理想を妨害し、キース教授の如きは、英國王の領土を二つの名稱に分つことには眞向から反對したのであつた。それは實際上には、(a)は The British Empire = The British Empire + the Dominions (= the British Commonwealth) となり、コモンウェルスはエンパイアの下位概念となるのであつた。(b)はコモンウェルスの進展してエンパイアと同擴概念となつたもので、

ハルフォア報告の定義に見るものである。しかるに、(c)はコモンウェルスが上昇して、エンパイアの上位概念にまで進み、英國王の全領土を含む名稱となつたのである。これは前述の如く、the British Empire が「より少い用法において連合王国（英本國）とその屬領を表示する」ものとしての、國際連盟における特殊用例に端を發するものであるが、今日においては、内容に大小の差はあるにしても、Statesman's Yearbooks の用例に見る如く、一般化され、したがつて、コモンウェルスがもとの The British Empire の位置に取つて代り、全英國を表示することになつたものである。

かくて實際の變化に伴つて記載せられた右年鑑には、塾圖書館で私に見たる一八六四年から一八八九年までの分には何れも全英國として單に Great Britain and Ireland の記載を見たのに、一八九〇年から一九二二年までのものは、(a)例の如く、

The British Empire consists of,—

I. The United Kingdom of Great Britain and Ireland.

II. India, the Dominions, Colonies, Protectorates, and Dependencies.

とあつて、The British Empire なる綜合的國名が表面に出で、その内容は英本國とその他とに二分されている。十八世紀のイギリスは、シーリー教授の言う如く、ヨーロッパ的島國であることに重きをおき、アメリカ的アジア的諸領は重んぜられなかつたのに (In short we think of Great Britain too much and of Greater Britain too little,—Seeley, p. 51.)、次第に局面が轉換し、十九世紀末葉の植民帝國主義的の時代の影響が、たちまちここにも反映し、右記載の第二項の最初にインドが示されているのは面白い。

ついで一九二二年に南アイルランドが自由國となつたことの結果として、それに關連した變更があり、後に變更された王號においては「アイルランド」が地理的名稱（一九二六年英國會庶民院におけるボルドウィン首相の答辯）として一體をなしてい

るのに、右年鑑では翌二三年の分からは、

The British Empire consists of:—

I. Great Britain and Northern Ireland, Channel Islands, and Isle of Man.

II. The Irish Free State, India, The Dominions, Colonies, Protectorates, and Dependencies.

と記され、アイルランド自由国だけが分離されて第二項の先頭に、そうしてインドの前に置かれたけれども、最初の行の帝國なる文字は一九三七年のジョージ六世の戴冠式の年まで、そのまま続けられた。

しかるに、式後の一九三八年以降の分には、自治領諸國が希望する如く、エンパイアの文字よりも均等なる地位を一層よく表明しうるコモンウェルスなる名稱がエンパイアの代りに、前掲の(c)例に見る如く記載せられることになり、兩語はもはやバルフォア報告に見る様な同擴概念ではなくなり、コモンウェルスは、英本國に直屬する領土を含んだ意味における the British Empire と、獨立の諸國家としての Dominions とを含んだものの總稱となつてゐる。これは自治領諸國の勢力が強まり、自治領民族主義が發展して、特有なる「民族國」を育成するに至つたことの結果であつて、むしろ自治領の意を迎へたものとも見られる。

その後、一九四六年頃からはコモンウェルスの内容を従來の如く二分することなく、The United Kingdom and the Dominions, etc. と續けて記載し、ついで一九四九、五〇年の分に至り、Empire なる文字が復活して全體の表題として、The British Commonwealth and Empire と、コモンウェルスと對等に用ひ、再び(b)例を明らかに表明し、その下に、The British Commonwealth of Nations consists of the United Kingdom, the Dominions (Canada, Australia, New Zealand, South Africa, India, Pakistan, Ceylon), the Colonies and Protectorates, and the Territories under Trusteeship. と時局の變化に對應した記載をしてゐる。

(六) 自治領の變動と Commonwealth

一九三一年のウェストミンスター法に規定せられた六個の自治領の中、もと英國最古の植民地を誇りとしてカナダとの合同を拒み、獨立の一國に成長したニューファンドランド自治領國は、一九三三年に至り、財政困難の故をもつて自發的に責任政治をやめ、失格自治領として英本國の助力を仰いでいたが、ついに一九四八年における兩度の國民投票の結果、自國およびカナダ國會の同意を得て、一九四九年四月一日からカナダ自治領國の第十州として同國の中に編入されることとなつた (F. A. Ogg and H. Zink, *Modern Foreign Governments*, 1949, P. 391.)。

又、アイルランド自由國 (Éire) は、一九三七年彼等自からの新憲法 (第五條) に、*a sovereign, independent, democratic state* を表明していたが、ついに一九四八年のアイルランド共和國法により宿望を達成し、一九四九年四月十八日から國名を改めて「アイルランド共和國」として完全なる獨立を遂げ、英連邦内の一國たることが止んだ。しかるに連邦を離脱したにも拘らず、英本國では相互に外國とは認めず、共和國との關係事項の處理は、連邦關係相の責任となつてゐる。

他方、かつては白人種でなければ自治の能力がなく、その地位には進展し得ないかの如く主張されていたのに、二大戰爭を経てこの形勢は一變した。英連邦は右の二自治領に異動を來たした代りに、別個の三自治領を加えた。それ等は何れも白人種以外の色彩濃き東洋人のものだったのである。

インドに併合せられていたビルマは一九三五年のビルマ統治法により、一九三七年から別國となり、同年の英帝國會議には陪席者を送り、準自治領として自治領への進展を期待せられて了た (H. V. Hodson, *The British Empire*, 2nd. ed., 1940, P. 4.) のに、却つて一九四七年の英國・ビルマ條約および英國國會の制定せる法律により、一九四八年一月四日英連邦外に獨立を遂げることになつた。

ビルマと等しく一九三五年のインド統治法により一九三七年から自治的將來を約されていたインドは、一九四七年のインド獨立法により、宗教的、民族的に分離した二個の自治領國を形成し、一九四七年八月十五日パキスタンと共に、宿望を達成して自治領の地位に昇格し、ついでセイロン島も、一九四七年のセイロン獨立法により、翌四八年二月四日等しく自治領國となり、東洋の新天地に新に三自治領國の誕生を見た。

しかるに、インドは二つの國名をもち、對外的には India、對内的には Bharat といつてゐるが、彼等の民族的自立性は自治領國の地位に甘んぜず、ついに新憲法の制定と共に、一九五〇年一月二十六日から、アイルランド共和國と同じく、a sovereign, democratic republic として完全に獨立を遂げ、共和國となつたがために、英國王冠に對する忠誠の義務を負わないことになつた。すでに英國王は、前述の如く、インド獨立法（第七條第二項）によりその稱號から「インド皇帝」という辭句が省かれることに決定してゐたが、ついに一九四八年六月二十三日正式に削除した（Ogg and Zink, *op. cit.* Pp. 57—58 note）。かくして英國王は本來のキングの地位に残り、インドにおいてはの皇帝の名稱を失つた譯である。

かくて獨立したるインドの將來は問題とされてゐたが、一九四九年四月二十二日以來六日間にわたつてロンドンに開かれた英連邦首相會議（Conference of Commonwealth Prime Ministers）は、四月二十七日つぎの聲明を發表した。インド共和國は英國王をば獨立した連邦諸國の自由なる連合の象徴であるとし、かゝるものとして英連邦の首長であることを認め、他の連邦各國は全員の同意によつてインドが、今後も英連邦構成國として留まることを認め、これ等の連邦内の各國が平和、自由、進歩のために、自由な立場において協力する自由、かつ平等な英連邦構成國であることを宣言すると。

こゝにインド共和國はその地位が確立すると共に、自由意志によつて英連邦内に殘留することの決定を見たので、共和國を含む英連邦の名稱もまた當然變更を來たすべきであつた。しかしその變更は右會議の議決によるものではなく、會議後のコミュニケの中に、英連邦名から殊更ら “British” なる形容詞を省きて、單に “Commonwealth of Nations” と記して、

その名稱の變更を暗示したるに止まる。これは洵に英國流である。

ついで五月二日は英國會の庶民院において、公用語としてのエンパイアなる言葉に對し漸次コモンウェルスなる言葉を代用することに、The British Commonwealth and Empire の他の部分の政府の同意をうべく如何なる手段を講じたか、又英本國の政府は British Empire なる名稱の公けの使用をどの程度まで廢止するつもりであるかとの一議員の質問に對してトリー首相は答えて言うのに、「用語は、それが役立てば、嚴格に或は理論に走ることなしに、發展に伴う。the Commonwealth 或は the British Commonwealth もしくは the Empire ——私は熟考してこの三語を使用する——における憲法上の一切の發展は陛下の諸政府（自治領諸政府）の間における協議の主題であつた。そうして諸語の中の何れか一つを採用し或は排斥することの協定も、或は本國政府の側においてそうすることの何等の決定も存しない」と。首相はさらに諸部において意見は異つていた。人々をしてその最も好むところの表現を使用させるがよろしいと附言した（Round Table, No. 155, June 1949, Pp. 299—300）。ところが英國らしきところのあつて、何等確たる決定なしに、英連邦名は自然に the British Commonwealth から the Commonwealth へと流動してつたのである。

要するに、英帝國內における自治領民族主義の進展は、ついに自治領民族國の成立を促がし、英帝國の國家構造を著しく變更せしめ、又、自治領諸國その者においても變動し、それに應ずる名稱の自然の變更を伴つた譯である。

(一九五二、八、一五日)